

■「ギャンブル等依存症問題に関する動画を通じた意識調査業務」に係る企画提案公募に関する質問への回答

項目	番号	質問	回答	回答日
動画制作	1	大学生向けの動画にはパチンコ・スロットや競馬・競輪などオンラインカジノ以外の18歳以上が接触しやすいギャンブルをメインとした動画も作成することは可能でしょうか。	提案可能です。ただし、仕様書p1「2.目的及び業務概要」を踏まえてご提案をお願いします。	8月22日
	2	授業等で動画を活用するにあたり、学校側が活用を判断する上での懸念点や、ハードルとなりうる要素について、ご教示いただけますでしょうか？	仕様書p2「提案にあたっての留意事項」に記載のとおり、高等学校等の教員が制作した動画を副教材等として活用したくなるような企画提案を求めているため、ご質問いただいた内容も含め、提案者の方でご検討いただきますようお願いいたします。	8月22日
	3	動画の「尺（長さ）」や「本数」は提案事項とされていますが、貴府が過去に実施された同様の啓発動画で、特に効果的だった尺や本数、あるいはコンテンツのタイプ（ドラマ仕立て、著名人によるメッセージ、アニメーションなど）があれば、参考に教えていただけますでしょうか？	過年度に制作した動画は全て下記リンクからご覧いただけますので、必要に応じて参考にしてください。 https://www.youtube.com/channel/UCmJl54cLaetZY2Wnps9teYw	8月22日
	4	動画視聴後の態度変容（意識変化）や行動変化として、どのようなものを想定されていますか？ なお、「違法オンラインギャンブル等」と「問題発生時の相談先」という要素を含めることに加え、自身で問題を抱え込まず、周囲に相談しようと思ってもらえるような内容が望ましいとされていますが、これらについて貴府が特に期待する具体的な効果やメッセージがあれば、ご教示いただけますでしょうか？	幅広く提案いただけるよう、府の想定等を記載しておりません。	8月22日
	5	本業務において想定されている「違法オンラインギャンブル等」の具体的な例を、明示いただけますか？例えば、海外運営のオンラインカジノや無許可のスポーツベッティングサイトなどが該当しますか？	「違法オンラインギャンブル等」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）、ばちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるものをさします。お見込みのとおり、海外運営のオンラインカジノやスポーツベッティングサイト等が該当します。	8月22日
	6	「違法オンラインギャンブル等」というテーマについて、特に啓発を強化したいサブテーマや、ターゲット層（高校生・大学生）に強く訴えかけたいメッセージのポイントはありますか？	どのようなメッセージを訴えかけるかについても、提案に含めていただくようお願いいたします。	8月22日
	7	広告出稿による認知拡大業務について言及がありませんでした。本業務は動画制作と意識調査がメインとなり、別のプロポーザルにて認知拡大のための広告出稿案件を募集されるということでしょうか？それとも、広告出稿も提案に含めてよろしいでしょうか。	別のプロポーザルにて認知拡大のための広告出稿案件を募集する予定はございません。本事業に必要であれば、提案に含めていただいて構いません。	8月22日
	8	「高校2年生以下は学校等の協力を得られた場合に、制作した動画を授業等で活用いただくことを想定している。」と記載の件について、現状想定される（実施が可能と思われる）授業科目・授業時間・コマ数をご教示いただけますでしょうか。	保健や総合等の授業で1コマを想定しています。	8月22日
	9	完成した動画を掲載予定のSNSアカウントをご教示いただけますでしょうか？	大阪府地域保健課依存症対策グループのYouTubeチャンネルに掲載予定です。 https://www.youtube.com/channel/UCmJl54cLaetZY2Wnps9teYw その他、おおさか依存症ポータルサイトやX、TikTok、Instagram等への展開を想定しています。	8月22日
	10	仕様書P5の7（2）に、「制作した動画 ※YouTubeやホームページで再生可能な様式」P7に「SNS上で話題を集められる動画」とありますが、YouTube以外に想定されているSNSへの展開はありますか？またSNSのアカウントを受注者側で用意する必要はありますか？	回答9をご参照ください。SNSのアカウントを受注者側でご用意いただく必要はございません。	8月22日

意識調査の実施	11	意識調査項目について、実態把握のための調査なのか、動画視聴による効果測定のための調査でしょうか。	仕様書p4に記載のとおり、意識調査項目は、動画の理解度を確認できるような内容を提案いたしますようお願いします。	8月22日
	12	調査結果を踏まえた分析について、調査結果の分析は受注者が行うこと、詳細は受注後に調整すると書かれていますのでここについては記入は不要という理解でよろしいでしょうか。それとも「結果を出してグラフ化する」などという提案を記入しますか。	基本は記入不要です。ただし、提案者のノウハウを活用した独自の取組みがある場合は、提案に含めていただいても構いません。	8月22日
	13	調査にかかる費用も690万の中に含まれますか？	お見込みのとおり、調査にかかる費用も今回の契約金額に含まれます。	8月22日
	14	生徒さんは紙ベースでの回答になるのでしょうか？ タブレット等が配布されている場合、QRコードを読み取ってもらって回答してもらうことも可能ですか？	発注者が大阪府行政オンラインシステムのアンケート機能を活用して調査フォームを作成し、そこから回答してもらう想定です。回答については、ご質問に記載の方法のほか、各生徒のスマートフォン等からチラシに掲載予定の二次元コードを読み取っていただき、動画の視聴及び調査に回答してもらうことを想定してご提案をお願いします。	8月22日
	15	チラシのデザインの提出がありますが、記載に関する必須事項があれば教えてください。すべて提案という事でしょうか？	府が想定するスキーム（仕様書P3 Ⅱ（4））の場合、「おおさか依存症ポータルサイト特設ページの二次元コード」及び「調査回答者に抽選で御礼品を提供すること」は必ず記載してください。なお、おおさか依存症ポータルサイトの特設ページには、動画と意識調査回答フォームのURL等を掲載する予定です。	8月22日
	16	業務Ⅱのところ、対象者向けチラシを制作して府にデータ納品とあります。 データであれ紙であれ、チラシを作成する時には、抽選で御礼品を提供することと、3問の質問を一緒に1枚のチラシに掲載するという理解で合っていますか？	回答15をご参照ください。意識調査項目の掲載に関しては、指定はございません。	8月22日
	17	意識調査の集計結果はどのようなデータ形式でいただけるのでしょうか？	Excelファイルでの提供を予定しています。集計結果サンプルデータをご参照ください。	8月22日
	18	大阪府行政オンラインサービスでアンケート集計とのことでしたが、どのような形式の設定が可能でしょうか？（複数選択や自由記述、マトリックス形式等）	自由記述、選択項目（択一選択ボタン・択一選択リスト・複数選択チェックボックス）の設定が可能です。マトリックス形式や枝問の設定はできません。	8月22日
	19	「調査フォームの作成、回答の集計は委託業務外」であり、受注者は分析を行うとされていますが、大阪府から提供される調査データや抽選対象の個人情報はどうな形式（例：CSVファイル、特定のアンケートシステムからのエクスポートデータ）で提供されますか？サンプル等があればお示しいただきたいです。	回答17をご参照ください。	8月22日
	20	チラシの作成について、サイズ感や両面表記等、指定はございますか？	指定はございません。	8月22日
	21	仕様書P4に、「意識調査項目の検討（3問程度）」「クイズ形式」とありますが、3問程度とする理由、クイズ形式にする理由をお教えてください。	質問数が多いと回答率が下がってしまうため、3問程度としております。また、動画の理解度を確認しやすいよう、クイズ形式を想定しておりますが、よりよい質問数・理解度の確認方法がありましたら、ご提案をお願いします。	8月22日
	22	仕様書P4に、「Ⅱの調査対象者は府内高校3年生に限られており、高校2年生以下は学校等の協力を得られた場合に、制作した動画を授業等で活用いただくことを想定している。」とありますが、図書カードの抽選対象となるのも高校3年生に限られる、という認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおり、図書カードの抽選対象は高校3年生に限られます。	8月22日
	23	チラシの仕様について、モノクロではなく4色カラーとの認識でよいでしょうか。また、想定サイズと片面印刷か両面印刷かをお教えてください。	回答20をご参照ください。	8月22日
	24	仕様書P3（1）に、「調査対象者 府内の高等学校に通学する高校3年生等（約70,000名）」とありますが、約70,000名に行き渡るようにチラシを配布するのでしょうか、それとも自由に手に取れるようにどこかに置かれるのでしょうか。またWEB上でチラシデータが公開されることはありますでしょうか。	府内の高等学校に通学する高校3年生等（約70,000名）に各学校を通じてチラシ又はデータで周知予定です。自由に手に取れるように配架したり、WEB上でチラシデータを公開したりする予定はございませんが、提案に含めていただくことは可能です。	8月22日

その他	25	プレゼンテーション審査には代表者が行けばよろしいのでしょうか？動画の監督も行く必要がありますか？	指定はございません。代表者である必要もございませんので、提案者の方でご判断ください。	8月22日
	26	様式5.6.7.8-1.8-2に関しては、提出不要ですか？ 使用印鑑の届が必要なら、どの様式を使えばよろしいのでしょうか？	様式5.6.7.8-1.8-2については、共同企業体でご参加の場合のみご提出ください。それ以外の提案者については、使用印鑑届は不要です。	8月22日
	27	提出物の「ク法人登記簿謄本」「ケ納税証明書」は原本の提出になるのでしょうか？	コピーは不可のため、原本の提出をお願いします。	8月22日
	28	共同企業体で参加ではないのですが、東京本社ではなく大阪支社にて参加する場合、東京本社からの委任状及び使用印鑑届は提出する必要はあるのでしょうか？	東京本社からの委任状及び使用印鑑届の提出は不要です。	8月22日
	29	「応募書類は電子媒体(CD-R 等)での提出も」とありますが、USBでの提出は可能でしょうか？	USBでの提出も可能です。	8月22日
	30	実績記入欄が3件分となっておりますが、実績が3件以上ある場合枠を追加で儲けて記入することは可能でしょうか？	枠を追加いただいて構いません。	8月22日
	31	プレゼンテーション会場の設備について、詳細を教えてくださいませんか？ (例：モニターの有無やサイズ、マイクやスピーカーの有無、接続端子の種類(HDMI、USB、Type-Cなど))	スクリーン及びプロジェクターはございませんので、期日までに提出いただいた提案書類を用いてプレゼンテーションをお願いします。なお、マイク及びスピーカーは用意しております。	8月22日
	32	プレゼンテーションの想定時間を教えてくださいませんか？	提案数によりますが、現時点では15分程度を予定しております。	8月22日
	33	プレゼンテーションの際に、企画提案書を補足する資料の投影は可能でしょうか？また、その資料の事前提出は必要ですか？	回答31をご参照ください。	8月22日
	34	貴府が過去に実施された類似の広報啓発業務について、審査員から特に高評価を得た点や、逆に課題として指摘された点などがあれば、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか？	具体的な評価や課題についてはお答えできません。府が実施した公募型プロポーザル方式の各案件にかかる選定理由は、下記リンクからそれぞれの案件を選択いただくとご覧いただけます。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html なお、以下の「その他留意事項」を併せてご確認ください。	8月22日
	35	提案書に枚数制限はないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、提案書に枚数制限はございません。	8月22日
	36	プレゼン時にプロジェクターの使用は可能でしょうか。	回答31をご参照ください。	8月22日

【その他の留意事項】 令和元年度上半期監査において、大阪府監査委員より以下のとおり意見がありました。ついては、下記内容をご留意いただいたうえで、提案いただくようお願いします。 ＜事業概要＞ 平成30年に依存症についての正しい知識の普及と相談窓口の周知の強化の取組の一環として、府内専門学校に公募し、ポスターを作成のうえ、大阪メトロやモノレールの駅、競艇場、競輪場、場外馬券場などに掲示依頼を行った。なお、ポスターで使用された表現は、「ギャンブル等依存症は回復できる病気や！」であった。 ＜検出事項＞ 府内専門学校に公募して作成したギャンブル等依存症啓発ポスターは、既にギャンブル等依存症である人、そのおそれのある人及びその家族等をターゲットとし、ギャンブル等依存症が病気であることに気づき、早期の受診や必要な支援にたどり着くことの重要性を伝えること（進行の防止・回復）を目的に作成された。しかしながら、本ポスターは、表現において回復可能である旨が強調されているがゆえに依存症になることの怖さや深刻さが十分に伝わらず、発症の防止が必要な人にギャンブル等依存症が容易に回復できるかのような誤解を与えるおそれがある。 ＜改善を求める事項（意見）＞ ギャンブル等依存症対策基本法において、地方公共団体は、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に必要な知識の普及等を行うこととされていることに鑑み、今後、啓発に当たっては、丁寧な、かつ、誤解を生じさせない表現となるよう工夫されたい。
